2　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、承認する場合には、第百五条のいかなる規定も、一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

3　2に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国が関心を有する場合には、他方の締約国が当該協定若しくは取決めへの自国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

4　いずれの締約国も、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又は国境を越えるサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

第百十三条　支払及び資金の移転

1　各締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転及び支払であって、国境を越えるサービスの提供に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。

2　各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連する資金の移転及び支払が、自由利用可能通貨により移転又は支払の時点の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転又は支払を妨げ、又は遅らせることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　法の執行又は金融規制当局を支援するために必要な場合には、資金の移転に関する財務報告又は記録の保存

(d)　刑事犯罪

(e)　司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

4　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十三条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に課してはならない。

第百十四条　実施

両締約国は、第十四条の規定に基づいて設置する委員会の枠内において、この章の規定の実施を検討し、及び国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼす相互に関心を有するその他の事項を検討するために協議を行う。

第百十五条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されていると認め、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第八章　電気通信サービス

第百十六条　適用範囲

1　この章の規定は、次の措置について適用する。

(a)　締約国が採用し、又は維持する措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関するもの

(b)　締約国が採用し、又は維持する措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の義務に関するもの

(c)　締約国が採用し、又は維持するその他の措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスに関するもの

2　第百二十五条及び第百三十一条の規定は、電気通信サービスについても適用する。

3　この章の規定は、自国の法令に規定する放送サービス（ラジオ番組及びテレビジョン番組の有線放送を含む。）に影響を及ぼす締約国の措置については、適用しない。

4　この章のいかなる規定も、次の(a)若しくは(b)に規定することを要求し、又は(c)に規定することを妨げるものと解してはならない。

(a)　一方の締約国が、他方の締約国のサービス提供者に対し、電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。ただし、この協定において許可につき明示的に定める場合を除く。

(b)　締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

(c)　締約国が、企業内通信のための伝送網の運営者に対し、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを第三者に提供するために当該運営者の当該伝送網を使用することを禁止すること。

第百十七条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(b)　「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(c)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(d)　「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられたものをいう。